

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一六九
 - 計量器の定期検査を実施する件 一七〇
 - 土地改良区の解散を認可した件 一七〇
 - 道路の区域を変更する件二件 一七〇
- ### 公 告
- 一般競争入札を行う件 一七二
 - 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 一七三
 - 一般競争入札を行う件 一七三

告 示

福島県告示第二百六十三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月二十五日から同年六月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十四年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 エコス棚倉店・セキショウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十四年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	六月二七日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	会津美里町構造改善センター
同		六月二八日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	会津美里町高田体育館
同		六月二九日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	会津美里町役場本郷庁舎
同		七月三日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	昭和村公民館
同		七月四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	金山町役場横田出張所
同		同 午後一時三〇分から	金山町役場

河沼郡柳津町	河沼郡三島町	耶麻郡西会津町	河沼郡会津坂下町
午後三時三〇分まで	午後三時三〇分まで	七月一日 午後二時から 午後三時三〇分まで	七月一、二日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで
柳津町役場西山支所	柳津町役場	三島町民センター 三島町民センター	旧奥川小学校 平四郎分校

右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一三日 午前九時三〇分 午後三時まで	同
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一七日から八月一三日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村及び同郡会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月八日及び一月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百六十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、伊南土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十四年五月十七日認可した。
平成二十四年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

福島県告示第二百六十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十四年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市梁川町字西土橋 一八五番二地先から 同 市同 町字西土橋 一一四番三地先まで	変更前	六・六〇	三六四・五
		変更後	六・六〇	三六四・五

(道路計画書)

福島県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十四年五月二十五日から二週間一般の縦
覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	六・五〇	四九八・〇
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字大塩 字上中山三二九六番二 地先から 同 郡同 町大字横田 字浜子一三八二番一 地先まで	変更前	六・五〇	四九八・〇
		変更後	六・五〇	四九八・〇

(測量計画書)

公 告

公告第130号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける母子の健康支援事業における母
乳検査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品
等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島
県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1

項の規定により公告する。

平成24年 5 月25日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 母子の健康支援事業における母乳検査業務
年間検査予定数6,000件
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成24年6月11日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない
者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしてい
る者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規
定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつ
ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと
認められる者であること。
 - (4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務（放射線測定業務等）
について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
 - (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライマリーの付与を受けてい
る者であること。
 - (6) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第67号）第20条の3第1項の登録を
受けている衛生検査所の開設者であること。
 - (7) 本店、支店又は営業所において第1種放射線取扱主任者又は第1種作業環境測定
士（放射性物質）の資格を有している者を常時配置している者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)か
ら(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年5月31日（木）午後
5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認
を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部自立支援総室児童家庭課
電話024-521-7174
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年5月31
日（木）午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 平成24年5月25日(金)から同月31日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙12枚が入る程度の大きさと、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年5月31日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年6月7日(木) 午前10時

(2) 場所 ふくしま中町会館4階特別会議室(福島市中町7番17号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年6月6日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Inspection of breast milk for a project to support health of mothers and children Annual quantity of inspection 6,000cases

(2) Time-limit of tender(by hand):10:00am., 7 June 2012

(3) Time-limit of tender(by mail):5:15pm., 6 June 2012

(4) Contact point for the notice:Children & Families Support Division, Social Independence Promotion Office, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL024-521-7174 (児童家庭課)

令和四年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平
令和四年五月二十五日

公告第132号
WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成24年5月25日

1 入札に付する事項 福島県知事 佐藤雄平

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
ア ロータリ除雪車I (2.2m級) 1台
イ ロータリ除雪車II (2.2m級) 1台
ウ ロータリ除雪車III (2.6m級) 1台
エ 除雪グレータI (3.1m級) 1台
オ 除雪グレータII (3.1m級) 1台
カ 除雪ローザI (16t級) 1台

- キ 除雪ドーザーⅡ (13t級) 1台
 - ク 除雪ドーザーⅢ (16t級) 1台
 - ケ 除雪ドーザーⅣ (16t級) 2台
 - コ 除雪ドーザーⅤ (19t級) 1台
 - サ 除雪ドーザーⅥ (19t級) 1台
 - シ 除雪ドーザーⅦ (19t級) 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年11月30日(金)
- (4) 納入場所

- ア 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地)
 - イ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
 - ウ 福島県山口土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)
 - エ 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津若松市追手町7番5号)
 - オ 福島県猪苗代土木事務所 (福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)
 - カ 福島県猪苗代土木事務所 (福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)
 - キ 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
 - ク 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津郡三島町大字宮下字水尻1108番地)
 - ケ 福島県宮下土木事務所 (福島県会津郡三島町大字宮下字水尻1108番地)
 - コ 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津郡三島町大字宮下字水尻1108番地)
 - サ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
 - シ 福島県山口土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の①に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年6月21日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年6月5日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 1の①のアに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後1時10分 福島県出納局入札用度課
 - イ 1の①のイに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - ウ 1の①のウに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後1時50分 福島県出納局入札用度課
 - エ 1の①のエに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後2時10分 福島県出納局入札用度課
 - オ 1の①のオに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後2時30分 福島県出納局入札用度課
 - カ 1の①のカに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後2時50分 福島県出納局入札用度課
 - キ 1の①のキに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後3時10分 福島県出納局入札用度課
 - ク 1の①のクに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後3時30分 福島県出納局入札用度課
 - ケ 1の①のケに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後3時50分 福島県出納局入札用度課
 - コ 1の①のコに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後4時10分 福島県出納局入札用度課
 - サ 1の①のサに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後4時30分 福島県出納局入札用度課
 - シ 1の①のシに掲げる物品等 平成24年7月6日(金)午後4時50分 福島県出納局入札用度課
- (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年7月5日(木)午後5時15分までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分
の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Rotary Snow Plow I (2.2m class)	1
② Rotary Snow Plow II (2.2m class)	1
③ Rotary Snow Plow III (2.6m class)	1
④ Snow Removing Motor Grader I (3.1m class)	1
⑤ Snow Removing Motor Grader II (3.1m class)	1
⑥ Tractor with Snow Plow I (Wheel Type 16t class)	1
⑦ Tractor with Snow Plow II (Wheel Type 13t class)	1
⑧ Tractor with Snow Plow III (Wheel Type 16t class)	1
⑨ Tractor with Snow Plow IV (Wheel Type 16t class)	2
⑩ Tractor with Snow Plow V (Wheel Type 19t class)	1
⑪ Tractor with Snow Plow VI (Wheel Type 19t class)	1
⑫ Tractor with Snow Plow VII (Wheel Type 19t class)	2

(2) Time-limit of tender (by hand) :

① 1 : 10 p.m., 6 July 2012
② 1 : 30 p.m., 6 July 2012
③ 1 : 50 p.m., 6 July 2012
④ 2 : 10 p.m., 6 July 2012
⑤ 2 : 30 p.m., 6 July 2012
⑥ 2 : 50 p.m., 6 July 2012

⑦ 3 : 10 p.m., 6 July 2012

⑧ 3 : 30 p.m., 6 July 2012

⑨ 3 : 50 p.m., 6 July 2012

⑩ 4 : 10 p.m., 6 July 2012

⑪ 4 : 30 p.m., 6 July 2012

⑫ 4 : 50 p.m., 6 July 2012

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 5 July 2012

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)